

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成26年12月4日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者	丹 羽 敏 彦	（千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官	岡 田 龍太郎	（千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官	築 田 真 央	（千葉地方裁判所刑事第2部判事補）
検察官	西 村 圭 一	（千葉地方検察庁検事）
検察官	石 垣 麗 子	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	尾 崎 上 梓	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	米 良 英 剛	（千葉県弁護士会所属）
裁判員経験者	1 番	女
裁判員経験者	2 番	女
裁判員経験者	3 番	（欠席）
裁判員経験者	4 番	（欠席）
裁判員経験者	5 番	男
裁判員経験者	6 番	女

【司会者】

それでは、意見交換会を始めさせていただきます。今日は、裁判員を経験された皆さんにお集まりいただきました。お忙しい中、裁判所までお越しいただきましてありがとうございます。

この意見交換会は、3年ぐらい前から始めているもので、裁判員制度の運用について参考になる御意見を伺うには、実際に経験された方々から聞くのが一番良いということで行っております。今日は、忌憚のない意見をお聞かせいただくようお願いいたします。この会は裁判所が主催していますが、検察庁、弁護士会からも出席いただいております。

今日の進行としては、自己紹介、全体的な感想、争点や量刑、裁判員としての負担感という順に進めさせていただきます。

早速、自己紹介と全体的な感想ですが、まずは、私から自己紹介させていただきます。丹羽と申します。よろしく申し上げます。裁判官になって20年を超えましたが、裁判員裁判は、千葉に赴任した平成24年4月から担当しております。裁判員の方には、都合を付けて参加するだけでも大変な中、皆さん、熱心に裁判に取り組んでいただいて、本当に頭が下がる思いでおります。自分の事件では、そうした方々と話をしているのですけれども、ほかの裁判官が担当した事件についてお話をお伺いする機会は限られていますから、今日は、是非忌憚のない御意見をお聞かせいただくようお願いいたします。

それでは、裁判所と検察庁、弁護士会から自己紹介していただいた後に、裁判員経験者の皆さんからも一言ずつお伺いしていきたいと思っております。

では、裁判官の岡田さん。

【岡田裁判官】

よろしく申し上げます。

私は、裁判官になって、現在15年目です。主に刑事事件を中心に担当しており、前の庁でも裁判員裁判を扱っておりましたので、件数としては割合多く担当してい

る方かとは思いますが、何件担当してもなかなか難しいなという感想は、常に持っております。特に密輸関係の事案は、普段の生活とは無縁の世界の事件ですので、どういう説明をしたらいいか、どのように評議を進めたらいいか、いつも自問自答しております。裁判員をお務めになった感想・印象につきましては、毎回事後に記載していただくアンケートを全て拝見していますけれども、その詳しい理由につきましては、なかなか教えてもらえるチャンスが少ないので、今日は、是非色々な御意見を拝聴して、今後の参考にしていきたいと思っております。

【築田裁判官】

裁判官の築田と申します。

私は、裁判官になって今2年目で、千葉で裁判員裁判を20件ぐらい担当しましたが、そのうち密輸事件が大体半数程度と、かなりの割合を占めています。今後も、千葉にいるうちは、密輸事件を多く経験すると考えておりますので、皆さんの率直な御意見を今日伺って、今後の職務の参考にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【司会者】

では、検察庁の方も一言ずつお願いいたします。

【西村検察官】

検事の西村と申します。

私は、検事になって18年が経過するのですが、千葉地検では今年4月から公判を担当する部で仕事をしております。裁判員裁判を経験しまして、皆さん、本当に被告人の話や証拠を一生懸命よく聞かれているなと感じております。どうぞよろしく願いいたします。

【石垣検察官】

検察官の石垣と申します。

私は、検事になりまして、今10年目でございます。制度が始まりますと言われた頃から裁判員裁判を担当しておりますので、比較的担当している年数、件数は多

いのかなと思います。裁判が始まるに当たって、裁判官から、被告人が罪を犯したことを証明する責任は検察官にあるという説明がされたかと思いますがけれども、私どもとしても、いつも裁判員裁判の際には、普段は事件に関わりのない皆さんに理解していただくには、どういう説明の仕方をすればいいかを試行錯誤しながら色々工夫をしてやっているところでございます。本日は、御経験された上での忌憚のない御意見をお聞かせいただいて、今後にかしていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【司会者】

弁護士会のお二人からもよろしいですか。

【米良弁護士】

弁護士の米良と申します。

私は、弁護士6年目を終わって7年目に入ろうかというところで、裁判員裁判は、恐らく10件以上やっております。覚せい剤密輸の否認事件等多々ありますが、残念ながら我々の主張が認められることが少なく、正直、裁判員裁判をやる度に無力感にさいなまれるという感じなのですが、そうはいっても諦める訳にもいきませんので、どうしたらこちらの主張がうまく届くかを常に考えながらやっております。裁判員経験者の皆さんのお話をお聞かせいただいて、少しでも参考になるものがあればと考えております。我々は、裁判官とは違って、評議の中身を全く見られないようになっているので、結論だけは判決等で知ることができるのですが、なぜそうなったのかがどうしても見えないところがあります。その中身、過程を少しでもつかめればなと考えております。よろしく願いします。

【尾崎弁護士】

弁護士の尾崎と申します。よろしく願いいたします。

私も、弁護士になりまして、米良弁護士と大体同じぐらいで、覚せい剤の事件等も経験していますが、なかなか主張が通らないことがあります。特に覚せい剤の事件は、外国人が被告人というケースもあるので、皆さんが経験された事件の被告人

が日本人か外国人か分かりませんが、通訳人を介して話を聞くという場面も多く出てくるかと思えます。そういう意味でも非常に難しい事件だろうなと思っておりますので、そういった点についても、何か御意見があればお伺いしたいと思います。

【司会者】

それでは、裁判員経験者の皆さんからも、一言ずつ全体的な感想を頂きたいと思えます。今回は、御担当された事件が覚せい剤の密輸入で、事実関係に争いがあるものであったという方々に集まっていただいております。事件を担当されての感想、裁判の前、終わった後、どちらの感想でも結構ですので、一言ずつお願いします。

【1番】

裁判員を経験しました1番です。

覚せい剤の密輸ということは、ちょっと身近にないことですが、誰でもそういう被告人になり得ることを実際感じました。

裁判をやる前は、裁判員になったことで不安もあったのですが、毎日裁判所に通って皆さんと意見を交換している中で、最初は感情みたいなものがあったかもしれませんが、ちゃんと理論立てて考えていくことがすごく勉強になりました。

裁判は、テレビで見たぐらいでしたので、そういう意味でも、裁判員になったことは良い経験だったと思えます。

【2番】

おしょうゆの町の野田市から参りました。

初め、手紙が来た時は、本当にびっくりしたのですが、多分選ばれないだろうと思いつつ来たなら、あれよあれよという間に選ばれてしまいました。内容が密輸という全然身近にないことだったので、できるかなと思ったのですが、裁判官の方がいろいろ説明してくださって、何とか乗り切ることができました。

裁判員制度が始まった時に、まず主人が、「これは、絶対やってみよう。」と言っていたんですね。それで、私の方に来ましたので、「これは、私がやってみようじゃ

ないか。」ということで引き受けました。一番心配だったのは、普通は主婦をしており、朝、出勤することが全然なかったので、五日、六日間、毎日通えるかが心配でしたけれども、何とかクリアすることができました。裁判もテレビでしか見たことがなく、あそこに並んで裁判をすることが初めての経験だったので、本当に勉強になりました。友達にも、「手紙が来たら、絶対やった方がいいよ。」と勧めようと思っています。よろしくお願いします。

【5番】

裁判員をやった5番です。

感想としては、普段の生活から、集まって数十分かそこらの時間でいきなり違った世界に入らされてしまった感じがあります。検察官、弁護人の冒頭の話など、いきなりそういう世界に数十分で入ってしまい、気持ちの方が付いていくのに、切替えがしばらくは大変でした。

また、テレビで見ている法廷の裏でどんなことをやっているのか、それが全てではないと思いますけれども、法廷の裏で裁判官、検察官、弁護士さんが何をどんなふうに行っているのかが少し分かったかなと思います。

あとは、裁判員は感想を述べていけばいいのかなという程度でいたのですけれども、評決では裁判官と同じ1票を持っていることも後で分かってきて、最初から感じていたことですが、傍観者ではなくて直接その事件に関与する立場にあるということが驚きでした。最初から最後まで驚いた気持ちでいました。

【6番】

最初、去年の12月頃に最高裁判所からの封筒が来まして、まさか私に裁判員裁判が来ると思わず、本当にびっくりしました。また次に裁判所に来てくださいという封筒が来まして、まさか自分が本当に選ばれるとは思いませんでした。

正直言って、やってみたいなという気持ちと、とても不安な気持ちが半分半分ありました。それで、やはり、せっかく選んでいただいたので、やってみようという気持ちで参加しましたら、内容的に、私が生活している中では全然関係のない覚え

い剤の密輸でした。そういうことは、今までテレビで見たりして聞いていただけで、本当にびっくりしました。また、被告人が日本人ではなく、他の国の常識と日本の常識が違うところがあって戸惑いもありましたけれども、裁判員の皆さんと一生懸命協力して最終的な決断ができ、裁判官の方もとても親切でよく説明していただいて、最終的に結果を出せたことを本当に感謝しております。

本当に良い経験として、もし知り合いがそういうふうに使われたら、是非経験してみることを勧めたいと思います。

【司会者】

どうもありがとうございました。

時間も限られておりますので、内容の方に入っていきたいと思います。最初に、担当の事件が覚せい剤密輸入事件であると知って、何か感じたところがあればお聞かせくださいという点については、大体、今のお話の中で触れていただいているように思います。身近な問題ではないし、どうしようかなと思ったというものと思いますが、そのことを前提にして中身に入っていきます。

裁判の進行としては、最初に検察官が起訴状を読み上げますが、今回は、皆さん、事実関係に争いがある事件、覚せい剤が中に入っていることを認識していたかどうか争いになっている事件ですので、「知りませんでした。」と恐らく被告人は答えたのだと思います。弁護人も、それに沿った意見を言っているはずです。その後、検察官、弁護人の順に冒頭陳述がされています。冒頭陳述は、検察官、弁護人がそれぞれ証拠を提出して立証をしていくテーマ、こういうことを立証しようとしていますという予告編・あらすじ、そういうものだとお考えいただければと思います。冒頭陳述までお聞きいただくと、裁判の問題点、争点が何か大体把握できているのではないかと思います。まず、証拠を見る前に、冒頭陳述を聞いた段階を思い出していただいて、そこで、自分がこれからどういう事柄について判断を求められることになるかが理解できたかどうかをお聞きしたいと思います。

その後、検察官、弁護人からも、どういうところに留意して冒頭陳述をしてい

るのか、経験者の方々の御意見に対して何かお尋ねになりたいところがあるか、聞いていきたいと思っております。

それでは、1番さんから、冒頭陳述が終わった時点で、何が問題になっているのかが分かったかどうか、内容が分かりやすかったかどうかも含めて御意見をいただきます。

【1番】

冒頭陳述の後で、被告人が、一応、覚せい剤の運び屋をやっているという事は理解できました。余りにも大きな荷物を持ってきている映像がありましたので、それを見て、覚せい剤の密売をしている人たちのことがよく分からなかったのですが、被告人への最初の気持ちは、そのままそこにとどまっていた。その後で、こういうことを争点としていきますという話の内容がよく伝わってきました。

【司会者】

今のお話の中で、映像を見たというのは、モニターに映った証拠のことでしょうか。

【1番】

そうですね。その証拠は、もしかしたらお部屋の中で見たのかもしれないですけども。

【司会者】

評議室に戻ってからですね。法廷ではなくて。

【1番】

その覚せい剤の密売の人が、なぜ、どこで、取り押さえられたとか、そういうことが検察官からのお話ということですか。

【司会者】

そうです。検察官が最初にした冒頭陳述では、多分A4、A3、1枚ぐらいのメモを配って、10分から20分ぐらいの話をしていると思います。弁護人も、その後で冒頭陳述をしています。その段階で話しているのは、あくまでも主張、言い分

であり、それについて証拠の裏付けがあるかどうか、その後に証拠を見てもらうことになります。そうした言い分、主張を聞いたところでどうだったかというお尋ねです。

【1番】

それを聞いたところでは、もうその密売者が悪いっていうふうには。その人の争いなんだなということは分かりました。

【司会者】

判決を拝見すると、運んできたこと、持ってきたこと自体は、恐らく争いがなかったはずですが、覚せい剤とは知らずに持ってきたという主張だったと思うのですね。その点をこれから自分が判断しなければいけないということは、まず、理解ができましたか。

【1番】

はい。できました。

【司会者】

主張を根拠付ける事実を立証しようとしている訳ですけども、検察官は「こういう事情があれば、知らない訳がない。」と、逆に、弁護人は「いや、こういう事情があるから、知らないこともあり得る。」ということをおそらく冒頭陳述で言っているはずですが。検察官、弁護人のそれぞれの冒頭陳述を聞いて、納得するかどうかは証拠を見てから決めるのですが、この段階では、「そういうことがやりたいのですね。」というレベルでは内容を御理解いただけただけのですか。

【1番】

それは分かりました。

検察官の人は、ちょっと早口だった。お部屋に帰ってから、もう一回説明してもらって、本当に分かりました。

【司会者】

裁判官の方から、説明が少し追加、補足されたということがあったのですかね。

【1番】

はい。

【司会者】

2番さん、どうでしょうか。

【2番】

私も、資料を頂いたので、それを読んで大体内容は把握できました。会議室に集まって事件の説明を聞いてから、裁判所の法廷の椅子に座るのかなと思っていましたけれども、最初から何も知らずに座って、そこで初めて資料を頂いて内容を聞いて、それは本当にびっくりしたんですね。もっとみんなで意見交換してから、あそこに座るのかなと思っていました。

私の場合は、被告人が外国人のため、通訳があったので、すごく時間が掛かりました。話の内容も、ほかに、外国人の主犯がいるんじゃないかと思ったのですけれども、日本はそこまでは立ち入ることができないのは、歯がゆく思いました。内容は、理解できました。

【司会者】

では、5番さん、どうでしょうか。

【5番】

検察官と弁護人の冒頭陳述は、理解できました。理解できなかったという記憶はないです。それで、終わった後は、評議室でも裁判官からの説明もありました。

ただ、争点として何を求められているのか、争点は何かということを理解することが求められているという認識はなかったです。検察官と弁護人が何を話したかを理解するだけでしたが、理解はできました。特に不満などはありません。

【司会者】

では、続けて6番さんもよろしいでしょうか。

【6番】

一応、検察官と弁護人が話したことは、理解したというか、一生懸命理解しよう

として聞いていました。自分では、何が今から始まるのかが初めてで分からないので、一生懸命聞いて理解しようとして、最終的に密輸の事件であることは、理解は一応その時にしました。

【司会者】

冒頭陳述で、検察官、弁護人が話すのは、まず、こういう事件なんだということはもちろんですが、こういう部分に注目して証拠を見てほしい、証人の話を聞いてほしい、注目する部分というのはここなんですということもあったと思います。今回集まっていた皆さんが担当した事件は、覚せい剤が荷物の中に入っていることを知っていたかどうかという故意が問題なんですね。故意がないと、無罪になります。この部分があるかないかによって結論が変わってきます。その部分を判断するために証拠を見てもらいますので、冒頭陳述を双方聞いた後に、自然に「ここが問題なんだな。」と注目できたかどうかなんです。話自体は、よほどのことがない限り、聞いていれば分かると思いますが、何が問題なのかという点はどうでしたか。そこも大丈夫でしたか。

5番さんは、そうでもなかったのでしょうか。

【5番】

まだ一日目でして、何が問題だったのかというものの見方で話を聞いてはいなかったように思います。目の前で話されている内容を理解することに集中していました。結果を言えば、争点は理解した上で前へ進んでいたとは思いますが。ただ、争点は何かという目では、話は聞いていなかったです。

【司会者】

ありがとうございます。

では、実際に冒頭陳述をしている検察官、弁護人から、こんなことを考えながらやっていますという話や、経験者の方々にお聞きになりたいところがあれば、順次お伺いしていくことにしたいと思います。

【石垣検察官】

冒頭陳述は、裁判員に選ばれて裁判が始まった一番初めに「私どもが考えている事実、証明しようとするのはこういうことです。」とお伝えするものです。今日、一つ例を持ってきましたが、A4判あるいはA3判のメモをお配りして、これに沿ってお話をしていく中で、一体何が争いのポイントになっていて、その争点を判断するために、どういうことに注目していただきたいかを分かっていたかのように思って準備をしております。

今回、お集まりいただいた皆さんが担当した事件では、覚せい剤と分かっていたかどうかまさにポイントで、そう言えることを根拠付ける事実として、検察官は大きく三つぐらいのことを言っているのではないかと思います。これは薬物なんじゃないのと分かるような状況がその時あったはずですよというのが大きく一つ目。薬物と分かったんじゃないのという疑いを拭い去るような特別なことはなかったでしょうという点。そして、メールのやりとり、日本に来てから税関検査を受けた時の被告人の行動を見ていただくと、まさに分かっていたからこそその行動があったと思われまよという点。

そういった大きく二つ、三つぐらいのことに注目してください、そういうポイントをこの後の裁判で見てくださいというつもりでやっていますけれども、この検察官として注目していただきたいポイントがうまく伝わっていたかどうかをお尋ねしてみたいと思います。先ほどの5番の方には、言っている内容は分かったけれども、何がポイントになるのかが伝わりにくかったのかなと思いついてお伺いしていましたので。

【司会者】

今の検察官の話について、5番さんは、思い出してみると、そういう話になっていたなというところはあるでしょうか。

【5番】

時間も経過していますけれども、今、見せていただいたようなカラーの資料を分かりやすいように工夫して作っていただいていたというのは覚えています。書かれ

ている内容についても、ポイントは色を変えたりしていたと思いますけれども、それを言いたいんだ、この部分を言いたいんだというふうには、私はとらなかつたですね。全体的に、色は別として、何が書かれているのかを理解することだけに集中しましたから、ポイントがどこだったかということも含めて、理解はしていたんだと思います。

【司会者】

では、1番さん、どうでしょうか。大体どの事件でもそういうところを言っていると思うのですが、言われてみればそうだったという感じですか。

【1番】

争点という言葉も裁判所に来て初めて聞きましたから。話合いの中で何回か、「これが争点です。」というお話が裁判官からもありました。一日目は緊張しているから、皆さん、意見もちゃんと出てこなくて、ちんぷんかんぷんで争点の話にまた戻るんだと思うのですけれども、二日目、三日目になっていくと、その状況は、こういう状況を塗り返す、覆すような事実、メールのやりとりなどをやっていくと。内容に入ってもいいですか。

【司会者】

どうぞ。

【1番】

古着なんかを、宅急便制度があるのに人に頼んで運んでいるところ、被告人が楽して運賃、旅費をもらえるからっていうので向こうへ行って、帰ってくる時も何か荷物を預けられているというところ、状況を覆すものは何かというのは、二日目ぐらいからはちゃんと話の中に取り込んでいけたと思います。まだいろいろ状況があったんですけども、ネット、サイトとか見て、それだけでは誰かも分からないのに何でそういう仕事を引き受けられるのかという主張について、被告人の方にも意見を聞いてみたりしながら裁判を進めていきました。

【司会者】

それでは、弁護士の方からも何かありますか。

【米良弁護士】

検察官とは違って、弁護人は組織体でないことが多いですから、恐らく個々の弁護人によって冒頭陳述のやり方、考え方が大きく違うこともありますので、皆さんが担当された事件で違うところがそれぞれあったと思います。これから何が始まるかも何も分からない最初の段階で話を聞かされたと思います。

皆さん、相当集中されて聞いていただいているのは分かるのですが、我々は、検察官が読み上げた後に冒頭陳述をやりますから、どうしても長過ぎて途中で飽きられてはいけないということを当然考える訳ですね。我々の立場上、検察官が立証する立場から一通りのストーリーを話した後に、弁護人としてそれに対するストーリーを話すので、同じことを話したくないという気持ちがあったりして、検察官に比べると短くて物足りないものになってしまうんじゃないか、あるいは、逆に重複すると飽きられてしまうんじゃないかとか、いろいろ考えています。その辺りの感想、長過ぎた、同じことの繰り返しがされた、物足りなかったなどというお考えがあれば、お聞かせいただければと思います。

【6番】

弁護人が、一日目も二日目も同じようなことを何回も言っていたところが。内容を言ってもいいですか。

【司会者】

どうぞ。

【6番】

成田空港、税関の話で、弁護人が何かすごくしつこかったんですね。これは何でかなと私たちは不思議でして、私が担当した事件では、そこが何でそんなにしつこいかなというのありました。そういうところが分からない。

【尾崎弁護士】

そのやりとりが何か重要な争点に関係するかどうか、最初に「ここをよく聞いて

ください。」という争点の提示があったかと思うのですけれども、それを経ても分からなかったという感じですか。

【6番】

そうですね。私だけでなく、皆さん、そう思ったんですけれども、「そこが重要なのか。」という感じは思いました。

【司会者】

税関検査をした税関職員を証人として呼んできて尋問すると思いますが、そこで、何でこんな尋問しているのかがよく分からない、「これ、関係あるの。」と、そういう印象ですか。

【6番】

弁護人の方が言ったことがね。証人と呼ばれた税関の方が来ますよね。その方に結構何かしつこく同じことを、「そこは、何でそこまで。」という感じでした。

【司会者】

検察官は、どうして税関職員を呼んでいるのか、御説明をお願いできますか。

【石垣検察官】

先ほど、冒頭に検察官が証明しようとする事柄、三つぐらいポイントがありますと申し上げたうちの三つ目ですが、薬物なんじゃないだろうかと分かっている、もしくは不安を抱いていることをうかがわせるような発言、行動を税関検査の時にとるということが、ままあります。例えば、本当は日本に来る前に出発した国で見ず知らずの人から預かった荷物がある場合、真実何もやましいものが入っていないと思っているのであれば、税関検査で聞かれた時も、もらってきた物、預かってきた物と普通に言えばよさそうなものですが、疑いを持って悪いと分かって来ている場合ですと、「これは私が自分で買いました。何ドル掛けて、どこどこのお店で。」と嘘を話したりすることがあります。税関検査の時にわざわざ嘘の作り話をしていたということです。

もう一つは、悪い物が入っていると全然知らない状態で日本まで来て、荷物を開

けたら薬物が出てきた時に、私であれば、「ええっ。」とすごく驚いて、「ちょっと待ってくれ。知らない。だまされた。」などと、慌てふためいて焦ってということになりそうですけれども、そういう様子もないということがあります。お化け屋敷でも、ここからお化けが出てくると分かっていたら、余り驚かないのと同じような感じですが、税関検査の時に、驚くような物が見付かったのに驚くようなそぶりがなかったではないかということです。

そういうことが、検察官が税関職員の方からお話を聞く時に着目している点です。

【司会者】

検察官だけ言わせて不公平だといけませんから、弁護人の立場からも、この手の立証にはいろいろ反論がされる部分ですが、どのようなことを主に主張しているのでしょうか。こういうことを念頭に置いて対処していますという話で結構ですが。

【米良弁護士】

同じことを繰り返し聞いているように聞こえるのは、弁護人としては、そこが重要なポイントだと思っているというところがあるのと、捜査員や税関職員は、基本的に罪を摘発する側の人間ですので、その人の証言をうのみにするのは危険ですよと多少意識してもらいたいというところもあります。なお、細かく聞こえるようなところも聞いて、矛盾や誇張があれば、その証人は真実だけ述べている訳ではないですよと印象付けたいというところもあったりします。反対尋問で弁護人が何で繰り返して聞くのだろうかというところは、弁護人としては基本的にそこが重要な点だと考えているからですが、それが伝わっていなかったということは、そこに至る冒頭陳述等での説明が足りなかったんだらうなとは思いますが。

【尾崎弁護士】

税関検査は、否認事件だと、大体どの事件でも税関職員が来ており、その当時どういう言動をしたかは、検察官は気にするところのようですけれども、税関職員、あるいは被告人が、「私は、こういう言動をしました。」「被告人は、こういう言動をしていました。」という話を聞くことで、そんな言動をとるはずない、不自然だな

と感じられますか。例えば、税関の検査室にビデオカメラが設置されて録画されていけば、それを見れば済むのになと思ったりはしませんか。立証として、税関職員の話の聞くというだけで理解できるものかどうかということですね。

【2番】

それは、もう絶対第一印象というか、態度を見れば分かるんじゃないかと思うんですね。たどたどしかったり。私たちの事件では、被告人が二人連れで来たのですけれども、相手の方は知らなかったって言うんですね。わざと自分の荷物を下にして相手の人の荷物を上に置いて、自分はその荷物と離れたところにいて税関を通ったり。税関の人は、そういう態度を見ると、本当に分かるんじゃないかと思えますね。

【尾崎弁護士】

その様子を御自身でも、例えば、写真なりビデオの画面なりで見たいと思うのか、それとも、話だけ聞けばいいやと思うかというのはどうですか。

【2番】

その時、荷物を積んだ状態とか何かは、全部ビデオというか写真で見せていただきましたけれども。

単純な質問なのですけれども、弁護士さんは、本当に無罪だと思って全部やっていらっしゃるんですか。

【尾崎弁護士】

個別の事件のことは私も知りませんが、私が無罪を主張している事件に関しては、少なくとも検察官が主張するような事実関係は証明されていないということは思っていますけれども。

【2番】

明らかに、絶対この人は有罪だというような事件もありますよね。

【尾崎弁護士】

それはどういう事件のことを言っているのかが分からないので、個別には何とも

言えないんですけども。

【2番】

今回私の担当した事件も、意外と弁護士さんは全然もう淡々として、あんまり弁護をするような態度は見えなかったんですね。意見もすごく少なかったですね。検察官が8割方しゃべって、弁護士さんは本当に2割という感じで、「ああ、これはもう決まっているんだな。」という雰囲気だったんですけども。

【1番】

それは、私の時の裁判でも感じました。弁護士さんが、テレビで拝見していると、ドラマですけども、結構弁護してあげているのに、何か弱いってことです。だから、密輸の人はやっぱり有罪になるっていうお考えが。そんなことはないですよ、弁護士さんだから。

【司会者】

具体的に、弁護士さんのどういう態度、挙動から、そのような印象をお持ちになったのでしょうか。最初、冒頭陳述があり、証拠を出してもらって尋問もして、最後に弁論という流れで進んでいきますが、どの部分から、そんな印象を持たれたのかということですけども。

【1番】

やっぱり淡々としゃべっていらっしゃるので。検察官がしゃべりが早いというのもあって、勢いがあるって、それに対して、二人で話されるんだけど、どっちの人だったというのも余り印象が。

【尾崎弁護士】

逆に、お聞きしますが、弁護人の熱意があるというのは、例えば、テレビで見て、どういう期待をお持ちなのか、今まで思っていた頑張っている弁護人のイメージというものは、どんな感じですか。

【1番】

頑張っている弁護人は、被告人を助けてあげたいっていう。

【尾崎弁護士】

たまたまその事件では、質問の仕方とか態度にそういう頑張りが余り見えなかったということですか。

【2番】

何か結果が分かっていることだから、早く終わらせればいいかなみたいな雰囲気は、感じとれたような気がしますけれども。

【1番】

自分からお願いして頼んだ弁護士さんではなくて、国選弁護人というのですか、そういう方が順番に密輸事件は当たっていらっしゃるのかなっていう感じでした。

【尾崎弁護士】

国選かどうかは分からないし、その方がどうかにもよるので、何とも言えませんけれども、否認事件では、運んできた人は、薬物ではない他の物だと思っていたという主張が主にされると思います。先ほど来、皆さんは、自分にとって身近な事件ではないというのが、第一印象として覚せい剤の密輸と聞いて思ったということでしたが、弁護人の主張でも、全く合法的な物か何かだと思って持ってきたという場合には、この被告人は普通の人なんだということが初めに提示されるのかなと思います。普通の人だという意味で、先ほど一番最初に1番さんが「もしかしたら自分も。」ということもおっしゃられたと思うんですけれども、本当に一般の人が巻き込まれてしまったという弁護人の主張は、余り感じ取れませんでしたか。

【1番】

最初は、そういう、もしかしたらってというのは感じました。

【司会者】

最初というのは、冒頭陳述の後ぐらいですか。

【1番】

はい。だけれども、提出される資料を見て、何も知らないで日本まで持ってきたというのを、普通の常識で考えられるかということですよ。だから、弁護士さん

が、「普通の方なんだ。助けてあげよう、弁護してあげよう。」と思うところは、薄れてきました。

【司会者】

冒頭陳述を聞いた時には、やっぱり自分もそういうことになっちゃうかもしれない、普通の人なのかなという感じだったけれども、証拠の評価として違う見方になったということであれば、もうそれは仕方ないことでしょうね。

裁判官からも幾つか説明があったというお話がありましたけれども、裁判官としては、この種の故意が争われている事案だと、前提問題として、どの辺を理解してもらい必要があると考えていますか。

【岡田裁判官】

どうしても説明する分量が増えてしまうのが難しいと思っています。具体的には、間違いなく覚せい剤が入っていると分かっているか、「覚せい剤が入っているかもしれないな、違法な薬が入っているかもしれないな。」ぐらいの認識でも有罪ですよということですね。その説明を多分どの裁判体でも時間を使ってお伝えしているかと思いますが、そこはすっと理解できましたでしょうか。

【司会者】

法律用語では、未必の故意、未必的故意といわれるものですが、これは、どこかの段階で説明されているはずですが。皆さんの事件の判決書を見ても、「違法薬物かもしれないという認識があった。」という認定がされています。ここをすっと理解できたか、すっと落ちたかということですが、どのような印象ですか。

【5番】

「違法薬物が入っているとは思っていなかった。」という説明は、それはそのまま、そうなんですと考えを先へ進めていったと思います。その後、いろんな展開があって、状況から見て、そうは言っているけれども、こっちだよねとなっていたと思います。

【司会者】

覚せい剤かもしれないという、普通の生活をしている時には余り考えない事柄の認定ですよ。『見れば、普通はこれは何かが分かる。』ということではなくて、密輸入では、むき出しの覚せい剤を持ってくる人はいなくて、税関検査で開けられてもすぐ分からないように何らかの形で隠していて、被告人自身も、物を見ないままに運んでいることもあるんですね。中身を見ている訳ではないが、状況からして、『かもしれない。すごく疑わしい。』という可能性の認識を認定することになりますよ。ということは、どの段階で説明がありましたか。冒頭陳述の後、評議に入る前、その間の適当な時期など、いろいろあると思いますが。

【6番】

だんだん証拠を見せていただいて、私の場合は、バッグの入れ替えがあって、それは本人も確かに見ませんけれども、どこかで必ず『もしかして。』という疑いはあったのではないかと。何回かバッグを替えたのですが、何でそうする必要のあるのかということからして、本人も分かったんじゃないかと、私は、理解しました。

【司会者】

どこかの段階で、裁判官から、故意の説明を聞いていて、バッグすり替えなどの行動を併せて見ると、『それは間違いなく、薬物かもしれないという認識はある。』というところまで持っていけたということですか。

【6番】

はい。

【司会者】

話を先に進めますが、証拠調べは、ここで判断してもらって、心証をとってもらってという部分ですね。法廷で見聞きして自ずと考えがまとまる、心が決まるというのが理想ですが、法廷で見聞きした証拠の内容がそもそも十分理解できたか、少し話もありましたけれども、何のためにこんなことをやっているのかよく分からないということがなかったかどうか。長さの問題として、冗長だった、あっさりし過ぎだとかいうところがあれば、お伺いしたいと思います。

まず、1番さんの事件の判決書を見ると、やりとりされたメールがかなり多かったように見えますが、それなりの分量があるメールを証拠として調べることに何か御苦労はありましたか。

【1番】

そのメールは、要は、旅費を出しますから行ってくださいとか、荷物の配送ミスがあったので運んでくださいというやりとりでした。お仕事を探しますという何か普通のサイトだったみたいですが、そこにその方が最初に入っていった時点、最初のメールでは、もしかしたら、その人は無実の人だったのかもしれないというところからでした。

【司会者】

このメールは、分量的にかなり多かったんですか。法廷で、モニターに映したり、手元にコピーを配ったりしたと思いますが。

【1番】

確か、そんなに長くなかったと思います。

【司会者】

メールは、手軽なこともあって、かなり頻繁にやりとりがされていることがありますが、それをつまみ食いで調べるのも難しく、全部調べようと思うと、ものすごく長くなるんですね。そういったことは、この事件ではなかったんですか。

【1番】

記憶が曖昧になっていて申し訳ないんですけども、法廷の中ではメールの内容がずっと続いたという記憶ではなくて、評議の段階でそのメールのことを何回か話し合っていると思うんですけども。

【司会者】

次に、2番さんの事件は、共犯者を証人尋問していますね。一緒に来た同行者のようですが、何か感想などがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

【2番】

一緒に来た方は、本当に、話を聞いて全部不自然だったんですよね。一緒に来ることについても、外国でお金を貸していた、それを日本に一緒に来てくれば返すという話でした。どうして日本で返さなきゃいけないのか、途中別の国に寄って、一緒に来る必要もない人を連れてきたとか、内容が全部不自然なんですね。

【司会者】

この片割れの共犯者については、別の裁判体で裁判をしています。二人一遍に裁判することもできるんですけども、まとめてやらずに分けてやっています。一人ずつの方が判断はしやすいのでしょうか。二人やったという御経験、比較の対象がないから難しいかもしれませんけれども、この被告人の裁判に証人として共犯者を呼ぶというやり方と、二人とも被告人として合わせて、二人について有罪かどうかとを判断するやり方があります。

【2番】

やっている時は、別の人という感じは全くしませんでした。二人とも主犯ではないんですけれども、本当に二人で並行してやっていたので、いろんな話を聞いた時も全然抵抗はなかったですね。

【司会者】

共犯者だと、言い方は悪いですが、責任の押し付け合い、なすりつけ合いになるケースもままあります。そういったことは、余り感じられなかったですか。

【2番】

共犯者は、全然知らなかったと最後まで言っていました。

【司会者】

その話が余り信用できないなということも、法廷での様子を見て自然に理解できたということでしょうか。

【2番】

はい。

【司会者】

5番さんのケースでは、税関職員を証人として調べて、被告人質問をするというごく普通の証拠調べがされていると思いますが、全体を通じて、ここの部分を掘り下げてほしかった、この部分はちょっと長かった、理解できなかったというところがあれば、お伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。

【5番】

検察官の話聞いていても、そういう不足を感じたことはなかったですね。要するに、不満を感じるようなことはなかったですね。長過ぎる、短過ぎるという感じもなかったです。そう感じたことは1回もないです。

検察官は、すごくいろんな資料を出してきて、状況がよく分かったし、伝わってきたんですけども、弁護人は、さっき話がありましたけれども、「この事件は、もうしょうがないよね。」という感じなのかなという部分を何回か感じたことがあって、弁護人の発言の量、時間が、何か少なかったんですね。弁護人からの資料、情報が、もう少し欲しかったなという部分が、不満というか、後で残っていますけれども。

でも、検察官の方からたくさん資料が出てきたし、空港の荷物を調べる人いますね。空港で調べた人の話も、レントゲンの写真などもありまして、ずっと話は入ってきました。結局、結論を出していくのに、自分としては必要な情報は入ってきた。ただ、本人の言っていることを信用するかどうかというのは、最後まで分からなくて、検察官もやるだけやって、弁護人も言うだけ言って、その上でこちらで判断するしかなかったの、それはそれで、自然な成り行きだと思っていました。

【司会者】

情報量の問題ですが、審理の計画表を見ると、被告人質問の弁護人の持ち時間が全体で足し算すると180分、3時間ぐらいになっているんですね。

【5番】

しゃべっているんですか。

【司会者】

3時間ぐらい、もちろん通訳が入っていますけれども、被告人に弁護人が質問す

る時間がとられていたはずなんです。それなりにまとまった長い時間ですが、それでも発言量が少なく感じられたというのは、どの辺なんでしょうね。

【5番】

検察官の発言の回数に比べるとという比較の仕方になるんでしょうけれども、何か発言の回数が少なかったということもあるし、発言していても、その発言が、言葉が尻すぼみっていうか、「これはおかしい。」とか、「こうだ。」とかいう断言するような物のしゃべり方ではなくて、何か元気がないような、消えていっちゃうような質問の声の調子というのもあります。その時間は、今聞いて、そうかと思ったんですけれども、印象としては、何か弁護人はもうしょうがないと思って、弁護の限界みたいなのを感じているのかなとか、何かそんなことを感じていました。

【司会者】

6番さんも、先ほどの税関職員に対する弁護人の質問以外のところで、証拠調べ全体につき何かありませんか。

【6番】

私は、いろんな証拠を検察官がいろいろ言っていた中で理解したと思います。

私が担当していた弁護人は、割とはっきりと言っていたと思います。一生懸命な、ばりばりした方だったので、今5番さんが話したようなイメージは、なかったです。ただ、さっき私が言った一つだけ、そこだけ変だなと思ったのはありましたけれども。

そういう証拠を出され、いろいろお話していただいて、検察官の方はよく理解できました。私たち、初めてこういう事件を担当する者でも、変だな、おかしいなっていうのは理解できました。

【司会者】

今度は、弁護人の方から、今の御発言に対する質問などありましたら、進めていただきたいと思います。

【尾崎弁護士】

5番の方に参考でお聞きしたいんですけども、尻すぼみになる、はっきりと断定しないというのは、質問の時の質問の仕方なのか、最後にある弁論や最初の冒頭陳述の時の弁護人のひとり語りのところがはっきりしないのか、あるいは全体でということでしょうか。

【5番】

調べの途中の話です。裁判中、何日か弁護人が話すことがありましたけれども、取調べの最中です。まとめて話す時ではない。一回一回証拠調べで質問をしていく、その都度の印象です。

【尾崎弁護士】

質問の仕方として、力強くないということなんですか。

【5番】

そうですね。質問の語尾、話の終わり方が何となく、「検察官が言っているのは、ここがおかしい。」ということを感じさせるようなしゃべり方ではなかったということです。

【2番】

私も感じたんですけども、全てが事務的なんですね。もちろん感情を入れてはいけないんでしょうけれども、検察官は、意外と感情が入って話すんですけども、弁護人は、淡々と事務的に話しているという感じだったと思います。

【尾崎弁護士】

一方で、弁護人だけが感情的になってしゃべるというのも、割と抑制しないといけないポイントかなと思っていますけれども、ちょうどいい熱量ではないということなんですかね。

【2番】

最低限のことを聞けばいい、これだけやればいいだろう、こなしているという感じ、雰囲気がありました。

【尾崎弁護士】

5番さんは、弁護人の方から出る資料が少ないということでした。質問の時間ということであれば、それなりの長さがありますが、覚せい剤の否認事件で、弁護人から弁号証という形で書類が提出されるというのは、意外と少ないかなと思うんです。書類がなかったということもあるんですか。

【5番】

書類の量も、検察官の方が圧倒的に多いですよ。書類の中身は、いちいち覚えていないですけども、考えを進めるのに役には立つんだけども、何となく力を感じられない内容の資料だったような印象が残っていました。

【尾崎弁護士】

皆さんにお聞きしたいのは、検察官からは、たくさんの書類が出てくると思うんですけども、冒頭陳述や弁論で配られるものではなくて、弁護人から証拠として書類が提出されるのは、否認事件では少ないと思います。証拠や書類として、こういうものが出てきたら分かりやすかったということは、何かお感じになりますか。判断していく上で、何でこれが出ないんだろうというのは、お感じになったことはありますか。

【司会者】

物足りなさが、具体的にどの辺かということですか。

【尾崎弁護士】

基本的に、弁護人の立証は、被告人本人の話を基にしていますが、それに付随する、例えば、私はこういうメールのやりとりしたんですというメールも、ほとんどが検察側から出てくるので、かぶってしまうため、弁護人から独自に出すということがありません。むしろ、弁護人から出してもらった方がいいのにといいことがありますか。

【1番】

そういうことは知らないものですから、弁護人の資料は、かぶっても、あった方がいいのかなとは思いますが。というのは、私たちが法廷で見た弁護人は検察官に負

けている印象がすごくあったんですけれども、先ほど私が言った、弁護してあげたいという熱意ですか、それが淡々としているところも、検察官の勢いに押されちゃったりで、違う資料でも同じ資料でもあった方が、公平に見ていけるのではないかなと思います。

【尾崎弁護士】

なかなか同じ資料を出すと、裁判所から嫌がられるので、そういう訳にもいかないんです。

【司会者】

全く同じ証拠を2回調べることはないんですが、検察官がいろいろと持っている証拠は弁護人にも見てもらっていますから、その中からここは使えそうだというものをうまく出してくる人はいます。なかなか独自の証拠収集は難しいかもしれません。検察官も、先ほどどなたかがおっしゃったとおり、外国まで捜査の手が伸びる訳ではありませんので、どうしても税関で押さえたものを中心に出してきているのが現状という気はしています。

最後に、検察官の論告、弁護人の弁論を聞いて、評議に入り、判断していただくこととなります。論告、弁論がどれぐらい判断の参考になったか、役に立ったか、この点をお伺いしたいと思います。評議の中身は問題がありますので、論告、弁論との兼ね合いでの判断のしやすさをお伺いします。6番さんからお願いします。

【6番】

裁判官の方から、よく資料を見せていただいたんですね。判決の目安。

【司会者】

刑をどれぐらいにするかという量刑ですね。弁護人は、無罪と主張していますので、弁論では、表立って量刑の主張がされていないことが多いと思います。そこへ行く前に、覚せい剤が入っていることを知っていたかどうか、有罪かどうかを決めています。そこはどうでしょうか。

【6番】

いろいろと皆さんと相談して、いろんな資料を見て、いろんな意見が皆さんありましたけれども、分かりやすかったと思います。

【司会者】

論告，弁論に沿うような形で議論は進めたんでしょうか。

【6番】

はい。

【司会者】

手掛かりにしながらやっていったということですか。

【6番】

そうですね。はい。手掛かりと，裁判官の方も一応補助をしてくれて，結構分かりやすく進めたと思います。

【5番】

論告，弁論に至る前に，それまでの過程で，私としては自分なりにはもう答えは出ていた，自分はどうするかはもう決まっていた状態なので，余り論告，弁論があったから，それが役に立ったとかいう特別な記憶はないんです。

【司会者】

それは，証拠を見て，もうその段階で心証がとれていたということですね。

【5番】

そうですね。

【2番】

私も，それまでにいろいろみんなで話した中で，もう結論が出ていましたし，証拠もきちっと挙がっていたので，悩むことはなかったです。

【司会者】

5番さんと同じような感覚ですね。論告，弁論で最後の総まとめを聞く前に，心はもう決まっていたということですか。

【2番】

はい。決まっていた。いろいろ資料もありますし。

【1番】

私も、最後、論告を聞く前に、皆さんとの話合いの中で、それまでに、どういうふう結論を出すかというのは決まっていた。

【司会者】

論告、弁論を聞いて審理を終わりますが、その前に、何らかの形で少しずつ皆さんで議論を進めていた、あるいは、感覚ぐらいは聞きながら進めていたという進行だったのでしょうか。1番さん、2番さんの話を聞いていると、そのような印象です。

5番さんは、自分の気持ちとして、結論がもうほぼ決まっていたという感じですか。それとも、審理中に、中間評議という言い方もしますが、中間的に少しずつ、節目節目でお話をされていたのかどうか。

【5番】

節目節目で話していたとは。

【司会者】

例えば、税関職員の尋問まで終わった段階、検察官の立証が終わった段階で「ここまでで、何かお気づきの点、疑問はどうでしょう。」とか、共犯者の証人尋問を聞いたところで、「皆さん、ここまでで、どうでしょうか。」という話をするということです。私の経験ですと、疑問点や御意見が出ることもあり、そういう話をした後だと、被告人質問でポイントになってきそうな点も理解できるということがあります。

【5番】

そういう過程はありました。裁判官からのそういう説明があって、「この辺はどうですかね。」ということで、話合いをしていきました。

【1番】

私たちのところも、評議で皆さんと話し合った中から、代表者が被告人に質問したりすることが、それが一番最後でしたが、毎回ありました。それを基にお部屋に

戻ってまた話し合ってみると、その段階、段階で、だんだんみんなの意見や自分の意見もちゃんと話せるようになっていったということがあったので、それは良かったと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

今の論告、弁論について、御質問などしていただいて結構ですが、どうでしょうか。

【米良弁護士】

今回、皆さんが担当されたのが否認事件だったので、弁護人の弁論は「無罪です。」という弁論だったと思いますが、我々弁護人も、正直に申し上げると、先ほどからおっしゃっているとおり、「ちょっと厳しいな、この事件は。」と覚めることはあります。その時に頭をよぎるのは、弁論の中で無罪の主張はするけれども、「仮に、有罪だとしたら、こういう主張があるので、量刑としてはこれぐらいが妥当です。」と言った方がいいのか、そんなことを言うと、「ああ、やっぱり弁護人も有罪だと思っているのか。」とってしまうのか、ですね。この点、率直な感覚をお聞かせいただければと思います。

【司会者】

「刑を軽めにしてくれ。」という主張があったのか、なかったのか。仮に、なかったとしたら、あった方がよかったと思っているかどうかという御質問でよろしいですかね。

【6番】

そうですね。大体無罪を主張していましたので、やっぱり私は、そういうことがあった方がいいと思います。もし有罪だったら、軽くと。

【米良弁護士】

こういう事情があるから軽くしてほしいというのは、あった方がよかったですか。

【6番】

はい。

【5番】

私も、もし有罪ならということで、そういう話は、あった方がいいと思います。そういう話があったからと言って、自分の考えてきたことがそれでぐらつくということは余りないと思います。

【2番】

私も、もう少し弁護してあげた方がよかったと思うんですね。私の場合は、外国にいる本当の主犯格は、分かっているんです。主犯格がいるんですよ。その人にだまされてやってしまった事件だったので、本当は、その主犯格を捕まえた方がよかったんですけども、そこまでタッチできないということであれば、もう少し軽くなるように弁護してあげたらと。

【米良弁護士】

方針として、そもそも無罪主張すべきではなかったという意味なのか、そこは置いて、弁護人としては無罪主張は譲れないけれども、もし有罪だったらというのをくっつけた方がいいのか。そこは言わない方がいいですか。

【2番】

無罪、でも、もし有罪になったらという弁護をもっと入れてもいいと思う。

【米良弁護士】

分かりました。

【1番】

弁護する立場からすると、入れてあげた方がいいのかなとは思いますが、覚せい剤というものに対してだと、弁護人も弁護しにくいのではないかなとは思いますが。私たちのところは、家族の方も見えていたので、家族のことを考えると、刑が軽くなるとは思いますが、御家族に向けて言ってあげてもよいのかなと思います。私の心情としては、あんまりないですが。覚せい剤は悪いものだと思うので。

【尾崎弁護士】

2番さんは、同行した共犯者の証人がいたということでしたが、被告人の有罪、無罪を判断する段階で、共犯者の有罪、無罪を実質的に判断されたという感じですか。話の信用性などを判断するに当たって調べた証拠も、ほとんど同じだと思うんです。

【2番】

共犯者もかなり出てきています。一緒に並行して考えていました。我々の解決する課題と同じぐらいに共犯の人も内容に入っていました。

【石垣検察官】

今の事件は、私が担当でした。判決も立ち会っており、共犯、一緒に来たその同行者についても、共同正犯と判決の中でおっしゃっておられたので、恐らく評議の中でそういう話になったのだと思います。

【2番】

重さ是一緒ぐらいでしたよね。共犯の人も。話の中の内容、出てくる回数といますか。

【尾崎弁護士】

気持ちとして、共犯も自分で判決として判断したいという気持ちはありましたか。別の裁判体が判断したと思いますが、ここまでやったんだったら、そこまで判断したいという気持ちは、どうですか。

【2番】

それはありますね。やっぱり出てきて話をしましたから。顔も見ましたし。

【岡田裁判官】

その二人分を判断することについては、そんなに苦ではなかったということですか。

【2番】

そうですね。はい。

【西村検察官】

本日の意見交換会では、退屈であったと感じられた点はありませんかということが話題事項の一つになっていますが、この点についてはどうだったでしょうか。退屈というと、暇を持て余して飽き飽きしているというような感じですが、検察官も弁護人も、分かりやすい立証は工夫しますけれども、何かエンターテインメントをしようとか、楽しませようとか、そういうつもりはありません。覚せい剤密輸事件がなじみがないということで、皆さん、審理している中で、何か退屈だという印象を持たれるとか、この密輸事件の特殊性からそういう本音が残ったのかなとか思いまして、聞かせていただきました。

【司会者】

退屈というのは、この部分は聞いても仕方がないというような無駄な部分、聞く価値がない部分という趣旨でお尋ねするつもりでしたが、退屈という言葉が強いから、そのような捉え方をされたのかもしれませんが。今の御質問は、どうでしょうか。覚せい剤密輸という余りなじみがないものでも、そういう感覚ではないですよ。

【5番】

退屈じゃないです。それどころじゃなかったです。

【2番】

通訳が入るので、一つしゃべるとまた通訳、質問してまた通訳が入って、答えてまた通訳が入って、それがすごく時間が掛かりました。これはしょうがないんですよ。

【司会者】

そうですね。

【5番】

退屈なんていう状況ではなく、どうしよう、どうしようってことでした。漠然とした言い方ですが、検察と弁護の主張がはっきりとしてくる状況があれば、あんまり面白って言葉は良くない、使いたくないけれども、裁判に熱が入ったかなとい

う感じはします。さっき言ったように、弁護の方が物足りなかったかなというのがあるからかもしれないですけども。どっちの話聞いていても、弁護の話聞いているのか、検察の話聞いているのか、どっちの話なのかなというはっきりしないような、そういう感じもあったかなって思いますけれども。漠然としていて済みません。

【司会者】

ありがとうございました。

最後になりますが、有罪かどうかの判断に加えて、先ほど6番さんがおっしゃりかけた、量刑も御判断いただいています。裁判所の方で量刑の説明をしていると思いますが、少し御紹介します。築田裁判官をお願いします。

【築田裁判官】

量刑の決め方については、合議体によって説明の仕方はいろいろあると思います。刑罰の目的がどういうものを御紹介したり、その上で、被告人がやった犯罪行為の内容、行為の危険性とか結果、その動機などが一番刑を決めるに当たっては重要で、その他の要素、例えば、被告人がまた犯罪をしそうかどうか、一般社会に対する予防の必要性とか、そういうものは調整要素ですよというような説明をしているかと思います。

【司会者】

これはお聞きになっていると思います。それを前提にした量刑の決め方、やってみた感想、印象は、どうでしょうか。こういう工夫があるのではないか、ここは考えてほしかったとか、裁判所の進め方などについて何でも結構です。

【6番】

その点、難しいところで、私は、本当に分からなかったものですから、それがあったことで、私も決められたかなというのはあるかもしれないです。

【司会者】

先ほど、おっしゃりかけていた量刑のグラフですね。

【6番】

はい。

【司会者】

5番さんは、量刑の点は、何か印象に残っているところがありますか。

【5番】

量刑は、今言ったグラフのような判例というのでしょうか、そういう資料を見せていただいて、そんなに時間が掛からずに決められました。決まったんですけども、判例があるからといって、ずっと決まってしまうことには、ちょっと疑問がありました。判例で、この人の事件は、例えば7年なら7年になるのは公平性ということで大事なんだという説明はありましたけれども、では、そもそも、その最初の判決、判例となる最初の判決は、7年が適当だったのか。そういう判例の見直しがないのかな、その判例に頼っているというのはどうなのかという気持ちはありました。要するに、判例に従ってさっと短時間で刑を決めていく、何か裁判官も検察も弁護も、慣例で、ずっとその一つの事件を片づけていく、何か楽をしているというか。公平ということは分かるけれども、判例では7年だけれども、この事件は1年でいいよね、逆もありますけれども、そういうことはないのか。判例に頼っている刑の決め方が何かすっきりしない感じが残りました。

【司会者】

7年が多いから7年にするという議論は、5番さんがおっしゃるとおり、そういうことだけではいけないと思うのですね。やっぱり軽くなるケースも重くなるケースもある。正規分布になっているグラフであれば、上の方、重い方に行くのであれば、「普通とはここが違うよね。」という事情があるべきだし、「いや、ここは見てあげないと、幾ら何でも気の毒だ。」という事情があれば、軽い方に行く。あくまでもグラフは目安なのだと思います。そのような議論を多分しているのではないかなという気もするのですが、どうでしょうか。

【5番】

そういう議論は、結構時間を掛けてやっています、話し合っただけ。ただ、私が思っているのは、判例にあるような幅のもっと外側、例えば7年が最低であれば、3年とか2年とかいう外側にある広い刑の決め方を何か検討するような機会が法律関係者の間であってもいいのではないのかなと思ったりしました。

でも、今回は、話し合っただけ、この事件はきつく考えればこっちの方だけれども、でもこれはこうだから、もう少し緩いよねとか、そういう話し合いはありました。だから、それについては、特に何とも思っていない。

【司会者】

2番さん、量刑の点はどうでしょうか。

【2番】

私も、前例をたくさん挙げていただいて、よく分かったのですけれども、持ってきた覚せい剤の重さによって表が分かれています、その人によって背景が違ってくるので、たとえ5キロ持ってきて、絶対いけないんですけれども、本当にお金もうけだけで持ってきている人など、背景がいろいろあると思うので、本当に悩みました。覚せい剤をなくすのには、心を鬼にして判決を出さなくてはならないと思って出したんですけれども、多数決みたいなことで、本当にこの人の人生を決めていいのかなというのは、本当に最後迷いました。7年と言ったら7年になるし、5年と言えれば5年で終わってしまうのですよね。最後、本当に迷いました。本当に覚せい剤を止めるためには、これをやらなければいけないという気持ちで、最後、決めました。

【司会者】

1番さん、いかがでしょうか。

【1番】

判例がないと、何キロのものを持ってきたからこれぐらいという例がないと、全く知らないことなので、密輸して悪いくらいからすごく重いという個人的な意見で出てしまいますけれども、それでは裁判員としてきちっとしたことをやっていないこ

とになるので、判例を出してもらってやることは、すごく私たちにとっては決めやすかったと思います。ただ、やっぱり密輸することは末端への影響が大きいので、すごく軽い刑というのではないように思いました。その中で、最後はやっぱりちゃんとみんなが納得した刑の重さだったと思います。

担当した被告人は、日本人でしたけれども、その人が1回やって味しめて2回、3回となっていくのは、やっぱりどこかで食い止めないといけないので、この裁判で重い刑だったと思いますけれども、この方にとっても、次の人生を歩むのに良かったというふうに思っております。

【司会者】

どうもありがとうございました。

そろそろ終わりの時間になってしまいました。本当に熱心に御意見をいただきましてありがとうございました。

最後に、裁判員として参加する当たっては、仕事や家庭の生活との関係の調整をしていただいたと思いますし、裁判員を終えた後には評議を中心に守秘義務もありますが、そういった事柄について感想などありましたら、これから裁判員をお務めになるであろう方々に対するメッセージも含めて、一言ずつ頂きたいと思います。

【1番】

殺人事件だったら、もっと気が重かったのかもしれないですが、やはり覚せい剤でも気が重いのは、正直、残りました。成田空港の成田線を使っているのですが、それに乗る度に、大きいスーツケースを持っている人がいると、ちょっと不安になったり、近所の喫茶店でやりとりがあったという話も裁判で出てきたりしたので、それもちょっと怖いという、身近に起こる出来事だとも思いました。

でも、裁判員をやったことに対しては、小さいお子さんがいると、大変かなと思うのですが、私の場合は、時間的にお休みがとれたので、できました。友人などに対しては、もし裁判員になってくださいという連絡が来たら、是非参加してくださいという気持ちです。自分の考えで初めてやることで、いろいろと考えるこ

とがいっぱいあったので、そういう意味では、すごく良かったと思います。

良い勉強に本当になりました。ありがとうございました。

【2番】

私も、時間的には、裁判員としての負担は、全然ありませんでした。心配だったのは、朝のラッシュに乗らなければいけないことだったのですけれども。いかにして裁判が進められるのかが分かって、本当に勉強になりました。だから、誰かいたら、また勧めたいと思います。

良い意味で勉強をさせていただきました。ありがとうございました。

【5番】

私の仕事は、数字で結果を競い合うような仕事で、裁判員が決まる日も含めて六日間、私の同僚は、その仕事の成果を数字で表すことを毎日必死にやっていた訳です。その数字について、自ずと私の方に何をやってたんだという目が向いてくることもありまして、数字を挽回するのに、4か月単位でしたから11月で終わったのですけれども、その4か月の間は、何とかしてその同僚の数字に追いつかなくてはいけないということで残業をしたり、その辺は大変でした。

守秘義務については、公にされている分にはいいと言うのですけれども、それについてしゃべると、ついついしゃべってはいけない内容までしゃべりかけたりして、はっとして止めたりすることがあって、神経を使いました。もう一切話さないようにしていましたけれども、もう慣れました。ほとぼりも冷めて、誰も聞いてこないし、もう大丈夫です。

この裁判員をやって、とても良かったと思います。何をやっているのか、テレビで見るだけでは見えない部分が見えてきたので、誰かが何かを言っても、私はそうじゃないということで、裁判所ではこういうことをやっているのだということで、自信を持って言える部分もありますし、良かったと思います。

【6番】

裁判員としての負担は、私の場合、事件については、覚せい剤の密輸だったので、

特に精神的な負担はありません。この裁判員を経験して、いろいろな皆さんと出会ったこと、いろいろな経験をしたことは、大変ありがたく思います。

そして、これからは是非知り合いの方がいらっしゃいましたら、やるように勧めていきたいとは思っています。

ありがとうございました。

【司会者】

どうもありがとうございました。

裁判員として裁判に参加していただいた1度目だけでなく、今日の意見交換会という2度までも御協力いただいたことに改めてお礼を申し上げます。

今日の内容は、後日、ウェブサイトに掲載させていただくこととなりますので、御関心がありましたら、御覧いただければと思います。

今日は、どうもありがとうございました。

【一同】

ありがとうございました。